

立川市使用料等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市使用料等審議会の委員構成を変更するため。

立川市使用料等審議会条例の一部を改正する条例

立川市使用料等審議会条例（昭和52年立川市条例第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(委員) 第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。 (1) 市民 <u>6人以内</u> (2) 学識経験を有する者 <u>6人以内</u> .....略..... 2</p>	<p>(委員) 第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。 (1) 市民 <u>4人以内</u> (2) 議会議員 <u>4人以内</u> (3) 学識経験を有する者 <u>4人以内</u> .....略..... 2</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。